〇 その後の手続

和解期日 2021年9月27日

和解協議

和解打切り

SCENE 2

第3回口頭弁論期日

2021年10月20日

一判決言渡一

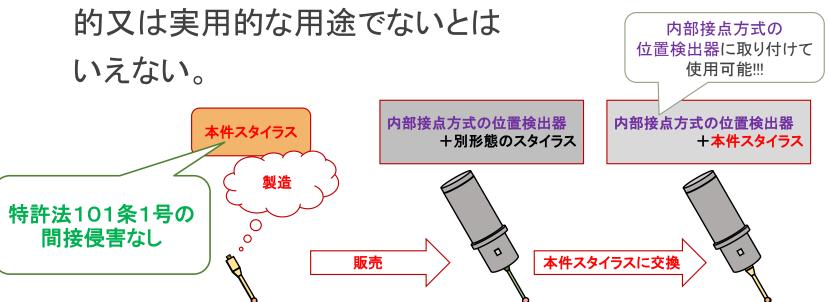
判決言渡し

●主文

- 1. 被告は、本件スタイラスを製造し、又は販売してはならない。
- 2. 原告のその余の請求を棄却する。
- 3. 訴訟費用は、これを2分し、その1を被告の、その余を 原告の各負担とする。
- 4. この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

(スタイラスについての間接侵害の成否)

本件スタイラスを内部接点方式の位置検出器に取り付けて使用することは、摩耗や変形による測定誤差が生じることを防止するという効果を生じさせるから、経済的、商業



(スタイラスについての間接侵害の成否)

◆本件スタイラスは、被告の製造に係る位置検出器に取り付けることしかできない特注品であるから、「日本国内において広く一般に流通しているもの」に当たらない。

●本件スタイラスは、本件発明による「課題の解決に不可 欠なもの」といえる。

● 原告から通知を受けたことにより、本件スタイラスが本件発明の実施に用いられるものである蓋然性が高い状況にあることを認識したものと認められる。

特許法101条2号の 間接侵害あり



(位置検出器【α形態】についての間接侵害の成否)

●本件発明は、通電方式の位置検出器において、そのスタイラスの接触部をタングステンカーバイドとニッケルの結合剤とを含有する非磁性材で形成された構成を採用した

ものであるところ、本件位置検出器本体は、

上記構成からなる本件スタイラスとは 別個の独立の部材であるから,本件 発明による「課題の解決に必要不可 欠なもの」に該当しない。



特許法101条2号の 間接侵害なし

(差止めの必要性)

本件スタイラスの譲渡等により本件特許権侵害が惹起される蓋然性が高い状況が現に存在することが認められることからすると、本件特許権の侵害行為の停止又は予防のために、本件スタイラスの製造及び販売を差し止める必要性がある。

製造及び販売を差し止める 必要性あり



ありがとうございました

